

第 7 期諏訪湖水質保全計画の策定について（中間報告）

第 7 期諏訪湖水質保全計画策定専門委員会

1 策定の趣旨

第 6 期諏訪湖水質保全計画では「人と生き物が共存する諏訪湖」を長期ビジョンとして掲げ、かつての多種多様な水草や魚介類を育てていた諏訪湖の実現を目指して各種施策に取り組んできた。引き続き、国、県、流域市町村、住民、事業者との協働により、総合的かつ計画的に実施できる体制を構築し、生態系の保全を含めた水質保全施策を一層推進するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、平成 29 年度を初年度とする「第 7 期諏訪湖水質保全計画」を策定する。

2 専門委員会における検討経過

(1) 委員

委員長	沖野 外輝夫	(信州大学 名誉教授)
委員長代理	宮原 裕一	(信州大学先鋭領域融合研究群山岳科学研究所 准教授)
委員	樫尾 政行	(諏訪市市民部生活環境課 課長)
〃	鎌倉 美和子	(生活クラブ生活協同組合 監事)
〃	後藤 浩行	(茅野市市民環境部環境課 課長)
〃	小松 八郎	(信州諏訪農業協同組合 代表理事組合長)
〃	武居 薫	(諏訪湖漁業協同組合 組合長)
〃	丸茂 博朗	(諏訪森林組合総務課 課長)
〃	山室 真澄	(東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授)

(2) 開催状況

【第 1 回専門委員会】

- 開催日 平成 29 年 7 月 31 日 (月)
- 主な検討内容 ・ 第 6 期計画の水質保全施策の進捗状況
 ・ 第 7 期計画の「骨子 (素案)」

委員からの主な意見

- 湖沼計画に生態系保全に係る施策や湖内環境の改善について加えていただきたい。
- 諏訪湖創生ビジョンと湖沼計画の長期ビジョンの位置づけが分かりにくいので整理が必要。
- 計画期間内に何を行う計画なのかを整理すると全体像が分かりやすくなる。
- 水草刈取船を増やして短期間にヒシの除去を実施できないか。
- 小学生向けの環境教育について具体的に盛り込んでいただきたい。

【第2回専門委員会】

開催日 平成29年9月4日（月）

主な検討内容 ・諏訪湖の水質の将来予測
・第7期諏訪湖水質保全計画（素案）

委員からの主な意見

- 水質予測シミュレーションによるCODの計算値が実測値とずれている原因を抽出し、できる限り近似になるようにしていただきたい。
- 「水辺の生物豊かな湖畔等の復元・創出」として、湖の中の環境改善を加えていただきたい。
- 湧水調査を調査研究に入れてはどうか。
- ヒシが減ると沈水植物が増える可能性がある。この点の調査、研究を含めてはどうか。
- ヒシの刈取量は、重量表記ではなく、面積表記も併記できないか。

3 前回計画からの主な変更点

第1章 諏訪湖の水質保全対策の状況

- 「これまでの水質保全対策」「水質の動向」を追加

第2章 諏訪湖の水質保全に関する方針

- 水質保全施策の方向性として、「水質保全対策の推進」「貧酸素対策の推進」「ヒシの大量繁茂対策の実施」を項目として挙げ、計画期間内に実施するそれぞれの方向性を記載
- 水質目標値として「透明度」を追加

第3章 諏訪湖の水質保全に向けた取組

- 「その他水質保全のために必要な措置」として、貧酸素対策の推進に係る施策を追加

4 今後のスケジュール

時期	内容
9月下旬～10月下旬	計画（素案）への意見募集（パブリックコメント）
10月	地域懇談会（1回）
10月30日	第3回専門委員会
11月	長野県環境審議会から答申 市町村意見聴取、河川管理者との協議
1月	環境大臣に協議（省庁間協議）
3月	環境大臣の同意、策定、公告

5 諮問時の意見への対応

No	御意見等	対応（回答）
1	7期計画は短期的な計画であるが、50年、100年先をみた諏訪湖を考えていただきたい。	現在策定中の諏訪湖創生ビジョンに掲げる10～20年後の諏訪湖の望ましい将来像（長期ビジョン）を、第7期湖沼計画の長期ビジョンに当てはめ、各種水質保全施策を推進していくこととします。
2	ヒシをずっと放置しておく、沈水植物の種子の発芽率が悪くなるので、早めにヒシを刈り取ったほうがよい。	ヒシ対策として、これまで行ってきた水草刈取船による刈取りに加え、発芽直後のヒシ種子除去など、ヒシの繁茂を抑制する方法の検討などを行うこととします。
3	覆砂によりシジミが回復することは非常に有効な方法。今後、モニタリング等をしながらかちんとやっていただきたい。	シジミの生息に適した環境を把握するため、覆砂場所において、水質浄化効果と生態系に及ぼす影響について調査を行うこととします。
4	シジミの漁獲量が何故減っているのか、因果関係が分かるような調査研究を実施し、科学的データを蓄積していただきたい。	
5	非特定汚染源対策として、「日常の生活で土を大切にする」といった土をエッセンスにした対策をすれば、地域住民の協力が得られると思う。	普及啓発の施策として、水質保全につながる情報を集め、県のホームページや各種会議などで情報提供を行うこととします。
6	ヒシの繁茂割合は、繁茂可能範囲の8割程を占めていると思われる。既にデッドラインにきているのではと心配になった。	ヒシの繁茂状況、沈水植物の分布状況、水生植物の適正管理など植生に関する調査を行うこととします。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

諏訪湖に係る第7期湖沼水質保全計画(素案)

長野県

目 次

1		
2		
3	第1章 諏訪湖水質保全対策の状況	1
4	1 諏訪湖に係る湖沼水質保全計画の策定	1
5	2 これまでの水質保全対策	1
6	3 水質の動向	3
7	第2章 諏訪湖の水質保全に関する方針	5
8	1 長期ビジョン	5
9	2 計画期間	5
10	3 第7期湖沼計画での水質保全施策の方向性	5
11	4 計画期間内に達成すべき目標	6
12	5 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	7
13	第3章 諏訪湖の水質保全に向けた取組	8
14	1 水質の保全に資する事業	8
15	(1) 生活排水対策の推進	8
16	(2) 廃棄物処理施設による処理	8
17	(3) 湖沼の対策	8
18	(4) 流入河川等の対策	9
19	2 水質保全のための規制その他の措置	10
20	(1) 工場・事業場排水対策	10
21	(2) 生活排水対策	10
22	(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策	11
23	(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策	11
24	(5) 流出水対策	11
25	(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護	13
26	3 その他水質保全のために必要な措置	13
27	(1) 公共用水域の水質監視	13
28	(2) 貧酸素対策の推進	13
29	(3) 調査研究の推進	14
30	(4) 関係団体・市民団体等における取組	14
31	(5) 普及啓発及び学習活動の推進	15
32	(6) 関係する計画、関係地域計画との整合	15
33	(7) 計画の進捗管理	15
34	第4章 上川・宮川流域における流出水対策推進計画	16
35	1 計画策定の経緯	16
36	2 流出水対策の実施の推進に関する方針	16
37	3 流出水の水質を改善するための具体的方策	16
38	4 流出水対策に係る啓発に関すること	16
39		
40	【参考】用語解説	18
41		

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

第1章 諏訪湖水質保全対策の状況

1 諏訪湖に係る湖沼水質保全計画の策定

長野県内最大の湖沼である諏訪湖は、流域内に八ヶ岳中信高原国定公園をはじめ自然環境に恵まれた地域を抱え、本県の文化観光資源として重要な役割を果たすとともに、諏訪地方の歴史・文化を育み、人々の生活を支えてきました。

しかし、昭和30年代後半には、社会・経済活動の発展や人口の増加に伴い、諏訪湖への産業排水や生活排水の流入量が増加し、水質汚濁の進行や富栄養化によるアオコの異常発生など様々な環境上の支障が生じました。

このため、長野県では、昭和61年11月に諏訪湖が湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」という。）に基づく指定湖沼に指定されたことを受け、昭和62年度以降6期30年にわたり諏訪湖に係る湖沼水質保全計画（以下「湖沼計画」という。）を策定し、下水道の整備、工場・事業場の排水規制、農地からの汚濁負荷量の削減などの施策を関係機関と連携して行ってきました。

これらの取組の結果、近年は全りんが環境基準値を下回る年も見られるようになるとともに、諏訪湖の湖心における透明度が向上するなど水質は改善してきています。

しかし、COD（化学的酸素要求量）や全窒素は環境基準を達成しておらず、アオコが激減した平成12年度以降はほぼ横ばいの状態が続いています。また、アオコに代わって十数年前からヒシの大量繁茂が課題になっているほか、近年では、貧酸素の拡大による底生生物への影響や、平成28年7月にはワカサギ等の大量死が発生するなど生態系に関する課題も生じています。

このような状況を踏まえ、引き続き水質保全対策を進めるとともに、貧酸素対策やヒシの大量繁茂対策、生態系の保全など、国、県、流域市町村、住民、事業者等が協働し、総合的かつ計画的に各種施策を推進することを目的に第7期湖沼計画を策定しました。

2 これまでの水質保全対策

諏訪湖は、昭和30年代後半に産業排水や生活排水の流入量の増加により、水質の汚濁が進み、大量のアオコが発生するようになりました。このような中、昭和40年に学識経験者7名により構成する「諏訪湖浄化対策研究委員会」が設置され、諏訪湖の浄化に関する調査・研究が行われました。この委員会の調査等は昭和43年に「諏訪湖浄化に関する研究」としてまとめられ、アオコ発生の原因となるプランクトンの異常発生の対策として、諏訪湖への栄養塩類の流入を遮断するための下水道施設の整備及び湖内に蓄積した栄養塩を除去するための底泥の浚渫について提言されました。

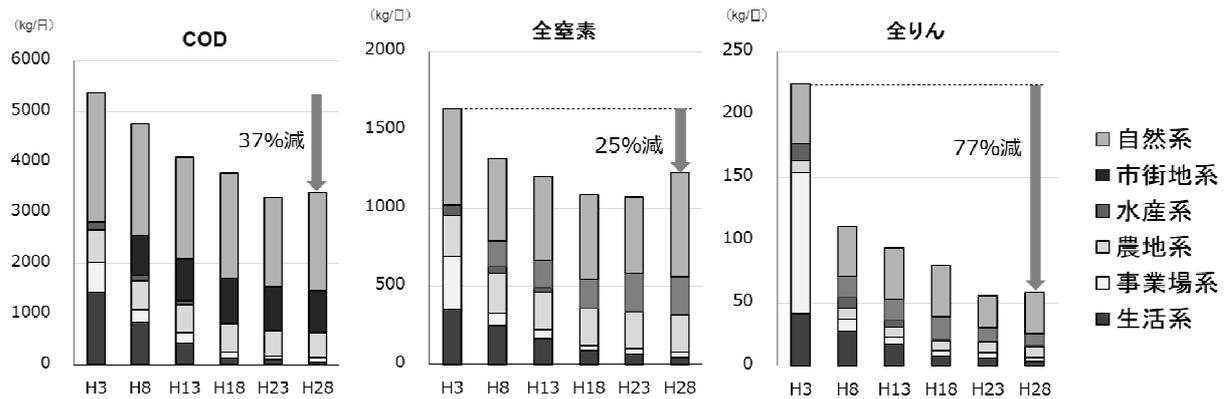
これを受け、下水道施設は、昭和46年度から諏訪湖流域下水道事業に着手、昭和54年10月に一部供用開始し、これまで約2,500億円を投じ、平成27年度末には98.4%の普及率となっています。浚渫事業は、昭和44年に事業着手し、平成15年までに約150億円を投じ、約380万㎡の浚渫を行いました。

これらの事業に加え、条例による事業場の排水基準の強化、湖沼法に基づくCOD、全窒素及び全りん汚濁負荷量規制など、家庭や事業場などの点源からの汚濁負荷量の削減を進める

とともに、農地、山林、市街地といった面源からの汚濁負荷の削減のため、環境にやさしい農業の推進、森林整備、道路清掃などの対策を行ってきました。

また、第6期湖沼計画からは新たな浄化工法として、水草の除去による栄養塩類の直接除去、上川における河口部への沈殿ピットの設置と植生水路の設置による栄養塩類の湖内流入防止を組み合わせた浄化対策を進めています。

これまでの諏訪湖に流入する汚濁負荷量の推移を図-1に、諏訪湖の水質年表を図-2に示します。



※平成28年度の汚濁負荷量が平成23年度と比べ増えています。平成28年度の汚濁負荷量の算出に使用した山林の原単位は、第6期湖沼計画期間中に行った非特定汚染源負荷量調査（原単位調査）の結果を基に平成23年度より高い値の原単位を使用しております。原単位を見直したことにより自然系の汚濁負荷量が増えたことが大きな要因となっています。

図-1 諏訪湖に流入する汚濁負荷量の推移

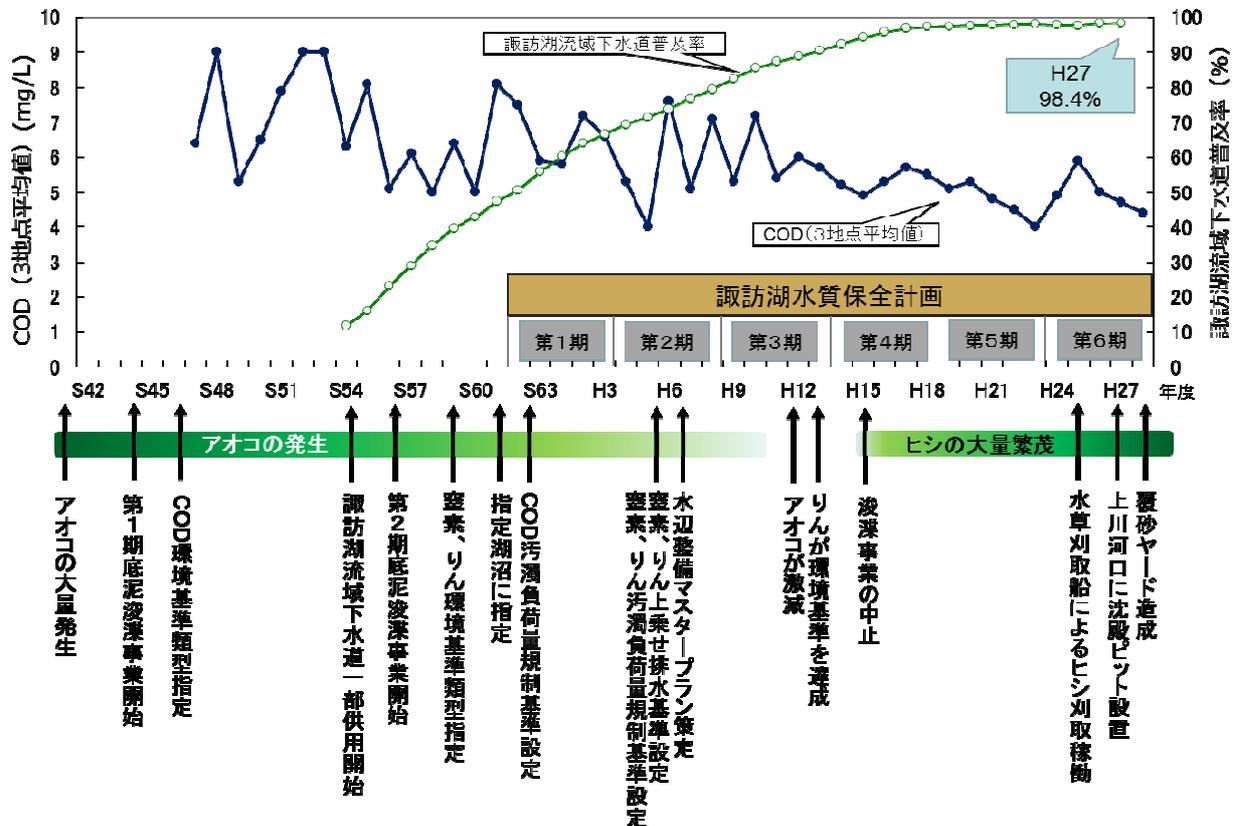
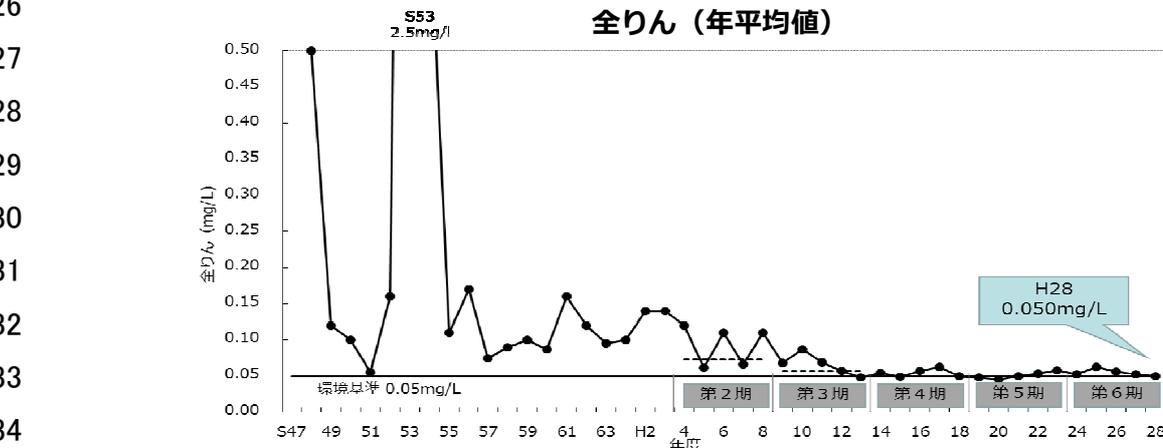
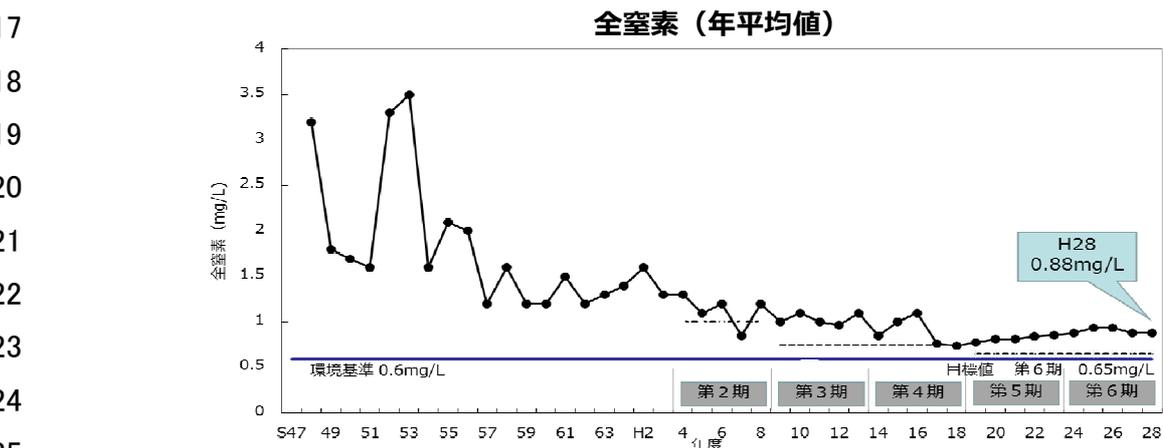
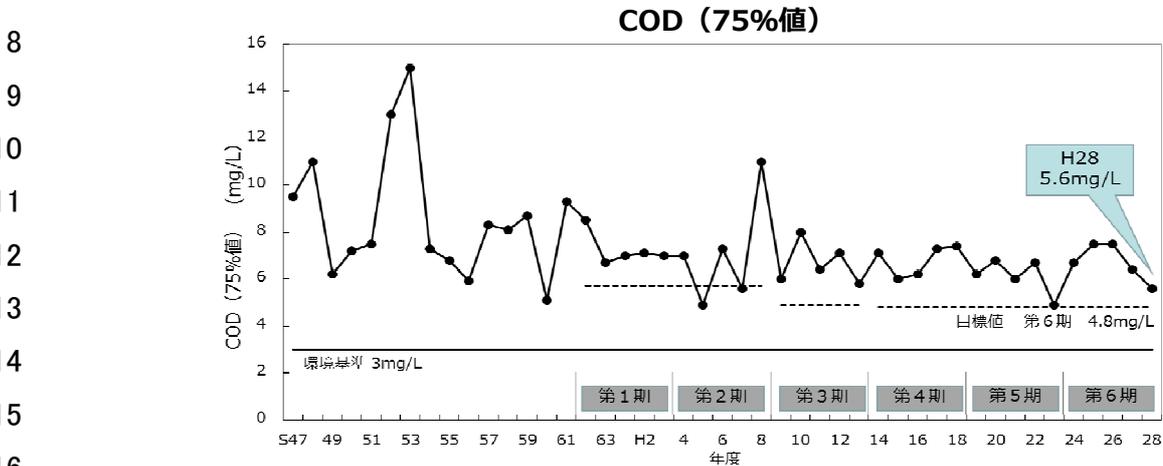


図-2 諏訪湖の水質年表

1 3 水質の動向

2 下水道の普及率の向上に伴い、諏訪湖のCOD、全窒素、全りんはいずれも濃度が下がり、
 3 アオコが激減した平成12年度以降では、ほぼ横ばいで推移しています（図-3）。また、湖心
 4 の透明度も3メートルを超える月が確認されるなど見た目にも改善しています（図-4）。

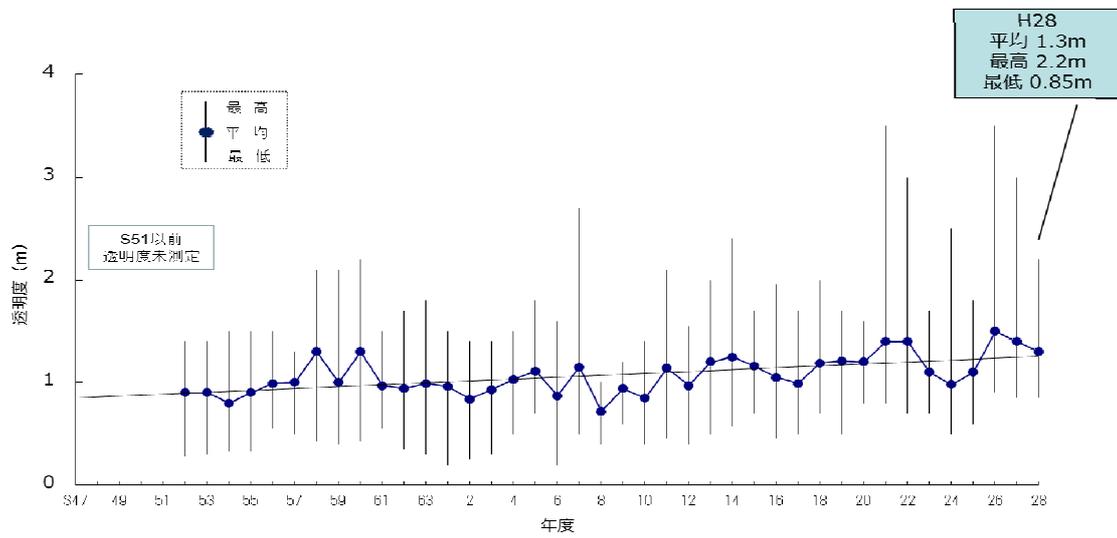
5 第6期湖沼計画終了年度である平成28年度の水質結果は、全りんは環境基準値を下回っている
 6 ものの、COD（75%値）及び全窒素は第6期湖沼計画に掲げている水質目標値には届いて
 7 いない状況です。



- (注) 1 環境基準点（3地点）の最高値の経年変化を表す。
 2 冬季における湖面の結氷により、昭和48～51、53～63、平成1～2、5、12、14、17、19、22～25年度は、
 1月、2月のいずれか又は両月が欠測となっている
 3 は各期の湖沼計画の水質目標値を示す。

図-3 諏訪湖の水質の経年変化

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17



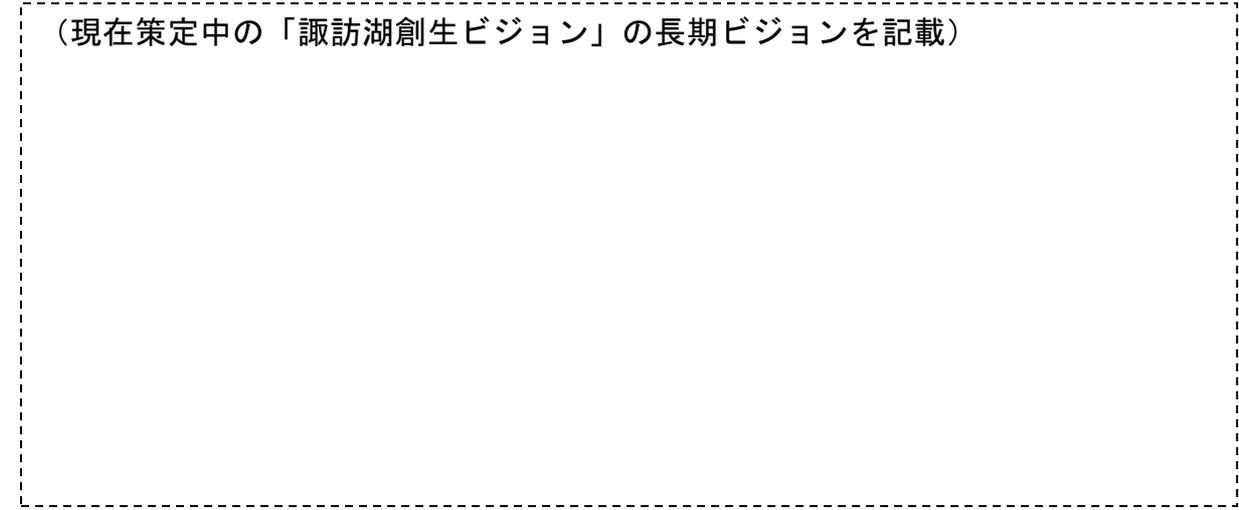
(注) 冬季における湖面の結氷により、昭和53～63、平成1～2、5、12、14、17、19、22～25年度は、1月、2月のいずれか又は両月が欠測となっている。

図－4 諏訪湖（湖心）の透明度の経年変化

1 第2章 諏訪湖の水質保全に関する方針

2 1 長期ビジョン

3 (現在策定中の「諏訪湖創生ビジョン」の長期ビジョンを記載)



14 2 計画期間

15 平成29年度から平成33年度の5年間とします。

17 3 第7期湖沼計画での水質保全施策の方向性

18 第1期から第6期湖沼計画に基づき、下水道の整備や農地対策などの各種水質保全対策を計画的に進めてきた結果、諏訪湖に流入する汚濁負荷量は低減し、諏訪湖の水質は全りんが環境基準を達成するなど改善しておりますが、COD及び全窒素は環境基準を達成せず、近年は横ばいの状態となっております。諏訪湖流域では、下水道の整備などにより、家庭や工場といった点源からの汚濁負荷は減り、農地や山林といった面源からの汚濁負荷量の割合が高くなっています。このため、面源からの汚濁負荷量の削減が今後の水質改善を行ううえで重要となっております。

25 また、ヒシの大量繁茂、貧酸素水域の拡大による底生生物への影響、漁獲量の減少といった課題が生じており、平成28年7月にはこれまでにないワカサギ等の大量死が起きるなど生態系への影響も生じています。

28 このような背景を踏まえ、第7期湖沼計画では、以下のとおり、生態系を考慮に入れた水質保全に取り組むこととします。

30 (1) 水質保全対策の推進

31 これまで行ってきた水質保全対策を引き続き推進するとともに、対策の進捗管理や水質のモニタリングを行い、計画の水質目標の達成を目指します。また、新たに、わかりやすい水質目標値として「透明度」を定め、透明度に影響の大きいプランクトンの増殖に係のある窒素やりんの流入負荷量を削減するため各種水質保全施策を推進し、見た目にも良好な諏訪湖を目指します。更に、面源からの汚濁負荷量の削減のため、「上川・宮川流域における流出水対策推進計画」に基づき、当該流域において重点的に流出水対策を推進します。

37 (2) 貧酸素対策の推進

38 平成28年7月に発生したワカサギ等の大量死の原因の一つとして貧酸素の影響が考えられることから、貧酸素水塊の挙動などに関する調査研究を行います。貧酸素が発生している水

域のうち、ヒシが大量繁茂して湖内の水の流れが妨げられることにより貧酸素水域が生じている沿岸域については、発芽直後のヒシ種子を除去するなど、効果的に繁茂を抑制する方法を検討します。また、貧酸素対策として有効とされている覆砂を湖岸域の一部において行い、これらの対策の効果について調査研究します。更に、重点的に貧酸素を解消するエリアの設定や貧酸素対策工法の組み合わせによる貧酸素対策の実施に向けた検討をします。

(3) ヒシの大量繁茂対策の実施

ヒシの大量繁茂は貧酸素の原因となるほか、漁船や観光船の運行への支障、ヒシが枯死・腐敗した際の悪臭の発生、湖底への堆積による水質への影響などが生じています。これらの影響を低減し、水中の栄養塩（窒素、りん）を吸収したヒシを湖外搬出して水質改善を行うため、第6期湖沼計画に引き続き、水草刈取船によるヒシの刈取りを行うとともに、生物生息域を考慮した刈取り方法を検討します。また、県・市町村・関係団体において水草刈取船の入れない浅瀬や流入河川に繁茂したヒシの抜き取りを行います。

これらの効果を確認するため、ヒシの繁茂状況や沈水直物の生育状況を確認する植生調査やヒシ除去場所の溶存酸素濃度調査を行います。

4 計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標としてCOD及び全窒素について目標値を定め、着実に水質改善を図ります。なお、全りんについては、環境基準を達成しているため、現状水質が維持されるよう努めます。

また、新たに、住民にわかりやすく、身近な水質目標値として「透明度」を設定します。

(水質目標値)

項 目		水質目標 (平成33年度)	現状 (平成28年度)	第6期湖沼計画期間 変動幅 (平成24~28年度)	環境 基準	参考値 (平成33年度の 水質予測値)
COD	75%値	4.8	5.6	5.6~7.5	3	4.9 (4.2~5.0)
	(参考) 年平均値	4.4	4.4	4.4~5.9	-	4.4 (3.9~4.8)
全窒素	年平均値	0.65	0.88	0.88~0.94	0.6	0.73 (0.64~0.77)
全りん	年平均値	現状水準の維持	0.050	0.050~0.062	0.05	0.045 (0.039~0.052)

※COD（75%値）、全窒素及び全りんの年平均値は諏訪湖の環境基準点3地点の最高値とする。

※COD（年平均値）は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した値とする。

※「参考値（平成33年度の水質予測値）」は、県環境保全研究所が水質予測モデルを用いて、過去5年の月別平均の気象条件を与えて計算した平成33年度の「対策を講じた場合」の水質予測値。（ ）内は過去10年の気象条件をそれぞれ当てはめて計算した平成33年度の水質予測値の最小値と最大値。

【COD（75%値）及び全窒素の水質目標値について】

水質予測モデルを用いて計算した平成33年度の対策を講じた場合の水質予測値が、COD（75%値）が4.9mg/L、全窒素が0.73mg/Lと、第6期湖沼計画の水質目標値（COD（75%値）：4.8mg/L、全窒素：0.65mg/L）を上回る値となりました。現況では、第6期湖沼計画の目標が達成されていないことから、COD（75%値）及び全窒素の目標は、水質予測モデルで計算した予測値を用いて第6期湖沼計画の目標を緩めた目標にするのではなく、第6期湖沼計画の目標を継続することとしました。

1 (透明度の目標値)

項目		目標値	現状 (平成28年度)	第6期湖沼計画期間 変動幅 (平成24～28年度)
透明度	年平均値	1.3m以上	1.2～1.3m 〔湖心：1.3m 初島西：1.2m 塚間川沖200m：1.3m〕	0.88～1.5m 〔湖心：0.98～1.5m 初島西：0.88～1.3m 塚間川沖200m：1.0～1.4m〕

2 ※COD等の環境基準点の湖内3地点（湖心、初島西、塚間川沖200m）それぞれで透明度の年平均値を算
3 出し、全ての地点で目標値を上回った場合に目標を達成したこととする。

4 ※初島西、塚間川沖200mで全透（透明度＝全水深）となった場合には、湖心の透明度をその地点の透明度とし
5 て採用する。

6

7 5 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

8 人が集い、良好な生態系を有する魅力的な諏訪湖を活かしたまちづくりのため、水質保全に
9 加え、水辺環境整備、まちづくり、観光振興などの観点を加えた諏訪湖のあるべき姿を示すと
10 ともに、第7期湖沼計画や諏訪湖水辺整備基本計画、諏訪湖周サイクリングロード基本計画を
11 一体的に取りまとめ、県の環境基本計画や漁業振興計画などの諏訪湖に関する計画などと調
12 整、整合させた「諏訪湖創生ビジョン」を策定し、今後の諏訪湖に関連した施策推進の基本方
13 針や具体的な施策を示すとともに、その進行管理・評価を行い、着実な施策の推進を図ります。

14 この諏訪湖創生ビジョンに掲げる10～20年後の諏訪湖の望ましい姿の実現に向け、第7期湖
15 沼計画に掲げる5年間の各種水質保全施策を、国、県、流域市町村、住民、事業者、関係機関
16 が協働して、総合的かつ計画的に推進します。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

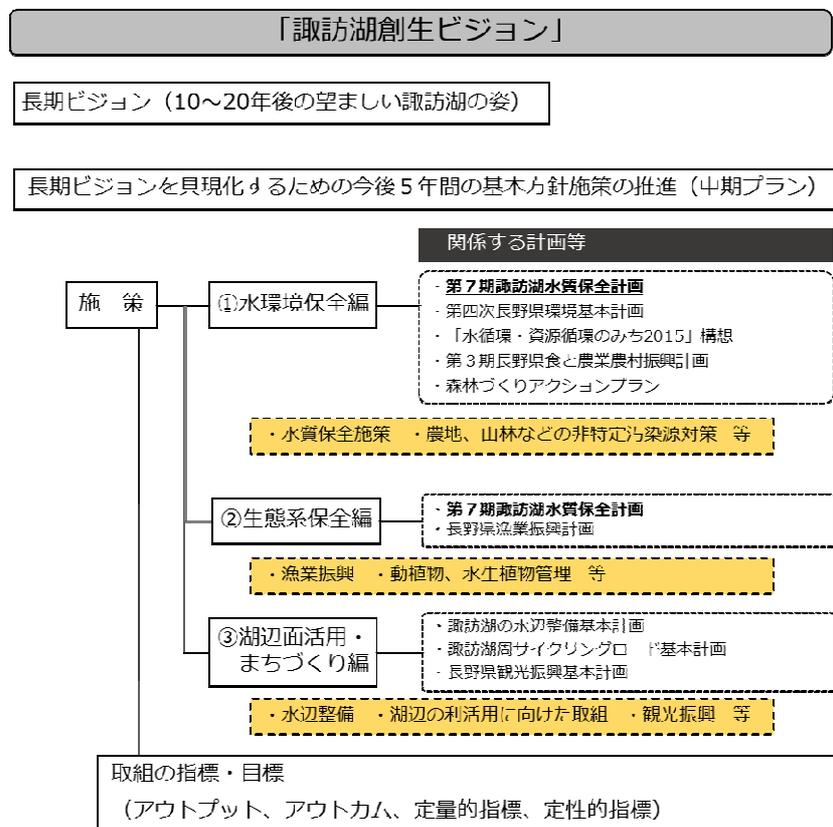
31

32

33

34

35



図－5 諏訪湖創生ビジョンの構成

1 第3章 諏訪湖の水質保全に向けた取組

2 1 水質の保全に資する事業

3 (1) 生活排水対策の推進（県・流域市町村）

4 快適で衛生的な生活環境を提供することにより、諏訪湖への汚濁負荷を削減するため、引き
5 続き下水道整備や下水道区域外における浄化槽の設置を進め、実際にそれら施設を利用してい
6 ることを示す快適生活率[※]の更なる向上を目指します。なお、浄化槽については、窒素、りん
7 除去型の設置を推進します。

8 [※]快適生活率（％）

9 下水道、農業集落排水などの集合処理計画区域や浄化槽による整備計画区域内に
10 において、整備されたそれぞれの生活排水施設を実際に利用している人口の率

11 【算定方法】（下水道等への接続人口＋浄化槽設置人口）／行政人口×100（％）

区 分	実施主体	快適生活率	行政人口	下水道 接続人口	浄化槽 設置人口
現状 (平成28年度末)	県・市町村	98.6%	176.5千人	169.5千人	4.5千人
目標 (平成33年度末)	県・市町村	98.9%	171.5千人	165.9千人	3.8千人

12

13 (2) 廃棄物処理施設による処理（流域市町村・一部事務組合）

14 ごみ等の不法投棄や不適正処理による水質汚濁を防止するため、流域市町村等は区域内の一
15 般廃棄物を適正に処理するとともに、住民、排出事業者、廃棄物処理業者、県及び国と連携し、
16 自ら取組を進めて区域内の一般廃棄物の排出抑制、再使用等に努めます。

17 また、下水道が整備されていない家庭及び事業場から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、既存
18 の処理施設において適正に処理します。

19

20 (3) 湖沼の対策

21 湖沼の対策を以下のとおり実施します。

22 ① 浄化対策

23 ア 水草の除去（県・流域市町村・関係団体・住民）

24 栄養塩類（窒素、りん）を吸収した浮葉植物のヒシを除去し、水質の浄化、貧酸素の軽減、
25 沈水植物の再生しやすい環境の創出に努めます。また、除去したヒシは堆肥化し、流域内の
26 農地などで利用するなど有効利用を推進します。

27 (ア) 水草刈取船によるヒシの刈取り

28 水草刈取船により年510トン以上を目標にヒシを刈り取る[※]とともに、生物生息域等を考
29 慮した刈取り方法を検討します。

30 [※] 刈取り場所のヒシの過密度が毎年度異なるため、刈取り面積は毎年度異なります。平成28年度の
31 実績では、約526トンのヒシを除去し、最大繁茂面積の21.9%にあたる34.1haの刈取りを行いました。

32 (イ) 手作業によるヒシの抜き取り

33 行政と民間が協働して諏訪湖の環境改善に取り組むことを目的に設置した「諏訪湖環境
34 改善行動会議」、諏訪湖周辺市町、関係団体において、水草刈取船の入れない浅瀬や流入
35 河川に繁茂したヒシの抜き取りを行います。

1 (ウ) ヒシの繁茂抑制

2 貧酸素の場所を少なくするため、発芽直後のヒシ種子を除去するなど、効果的に繁茂を
3 抑制する方法を検討します。

4 イ 覆砂（浅場造成）（県）

5 湖岸域の一部において覆砂を実施し、湖底からの窒素・りんを抑制するとともに、
6 底質の改善により有機物分解に伴う酸素消費量を低減させ、貧酸素化の抑制を図ります。

7 また、覆砂は遠浅の環境に生息する生物の生息場所の創出に繋がり、平成27年度には、
8 覆砂した場所でシジミの稚貝が確認されています。

9 なお、シジミによる水質浄化が期待できることから、覆砂を実施した箇所ではシジミの生
10 息に適した環境について調査を行います。

11 ② 漂着ごみ等の除去（県・流域市町村・関係団体・住民）

12 諏訪湖岸に打ち上げられたごみ、湖底に沈んだごみの除去を実施します。

13 ③ 生物豊かな湖岸域の復元・創出（県）

14 「諏訪湖水辺整備基本計画」に基づき、湖岸域の整備等を行い、エゴの再生や多様な生物が
15 生息できる空間の創出を目指します。また、湖沼法に基づく湖辺環境保護地区の指定に向けて
16 検討します。

17
18 (4) 流入河川等の対策

19 流入河川等の対策を以下のとおり実施します。

20 ① 自然浄化機能を活かした水質浄化（県）

21 河川の改修においては、地域の生態系に配慮し多自然川づくりを進めることにより川の持つ
22 自然浄化機能を向上させます。

対 策	目 標（平成29～33年度）
多自然川づくり	延べ2.6km

23 ② 沈殿ピットによる栄養塩類を含む土砂の除去（県）

24 上川河口に設置した沈殿ピットに沈殿した土砂を回収し、栄養塩類を含む土砂の湖内への流
25 入を抑制します。また、回収した沈殿土砂の利活用について検討します。

26 ③ 植生水路による栄養塩類の除去（県）

27 汚濁負荷の高い上川と、上川の派川である中門川にヨシの植生水路を設置し、栄養塩類を回
28 収し除去します。

29 ④ 支障木等の諏訪湖への流入防止（県・流域市町村・関係団体）

30 洪水時に支障木や枯れたヨシなどが諏訪湖に流入しないよう、流入河川の支障木の除去、諏訪
31 湖岸及び流入河川の清掃、河川区域の枯れたヨシ焼き、河川に繁茂したヒシの除去等を行います。

1 2 水質保全のための規制その他の措置

2 (1) 工場・事業場排水対策（県）

3 ① 排水規制

4 水質汚濁防止法に基づき、日平均排水量が50m³以上の特定事業場に排水基準を適用してい
5 ますが、長野県では、日平均排水量10m³以上の特定事業場に対し生物化学的酸素要求量（B
6 OD）又はCODについて、日平均排水量20m³以上の特定事業場に対し窒素含有量及びりん
7 含有量について上乗せ排水基準を適用しています。

8 これらの排水基準の遵守徹底を図るとともに、工場・事業場における排水処理施設の適正
9 な維持管理や水質汚濁の未然防止を目的として、工場・事業場への立入検査等を行い、適切
10 な指導を行います。

対 策	実施主体	現 状 (平成24～28年度)	目 標 (平成29～33年度)	(参考) 特定事業場数※ (平成28年度末現在)
工場・事業場 立入検査	県	延べ920件	延べ800件	1,350事業場

11 ※水質汚濁防止法、湖沼法、公害の防止に関する条例による届出事業場数（1つの事業場が複数の
12 法令等に適用されている場合は1事業場として計上）

13 ② 汚濁負荷量規制

14 湖沼法に基づき、日平均排水量50m³以上の湖沼特定事業場に対し、COD、窒素含有量及
15 びりん含有量の汚濁負荷量規制基準を適用し、その遵守の徹底を図ります。

16 ③ 指導等

17 ア 排水規制の対象外となる工場・事業場（小規模事業場）に対しては、必要に応じ、汚濁
18 負荷の低減に資する排水処理施設の整備及び適正な維持管理を指導します。

19 イ 下水道の供用区域においては、下水道への接続促進を図ります。

20 ウ 廃棄物の不適正処理又は不法投棄に起因する水質汚濁を防止するため、事業者等に対す
21 る立入検査による監視を行うとともに、不法投棄監視連絡員等による廃棄物不法投棄防止
22 パトロールを行います。

23 エ 排水処理施設の整備等を促進するため、事業者に対して県、市町村等の融資制度を紹介
24 します。

25

26 (2) 生活排水対策（県・流域市町村）

27 水環境を保全するため、次の事項について地域住民へ啓発し、協力を求めます。

28 ① 水環境に配慮した生活行動の推進

29 水環境保全に配慮した生活習慣を心がけるよう呼びかけ、家庭からの汚濁物質の低減に努め
30 ます。

31 ② 下水道供用区域における下水道への接続の促進

32 下水道の供用区域では、遅滞なく生活排水を下水道に流入するよう、地域住民に対する啓発、
33 指導を行います。

34 ③ 浄化槽の適正な設置及び管理の確保

35 浄化槽法及び建築基準法に基づく浄化槽の適正な設置ならびに浄化槽法に基づく保守点検、
36 清掃及び法定検査の受検等による適正な管理を促進するため、浄化槽設置者組合を通じて、

1 施工者、管理者等に指導及び啓発を行い、適正な管理の確保を図ります。
 2 また、浄化槽の機能の維持を図ることを目的に、浄化槽設置者への立入検査等を行い、浄
 3 化槽の適正な使用等を周知します。

対 策	実施主体	現状 (平成24～28年度)	目標 (平成29～33年度)	(参考) 浄化槽設置基数 (平成28年度末現在)
浄化槽立入検査	県、市町村	延べ802件	延べ775件	4,974基

4
 5 (3) 畜産に係る汚濁負荷対策 (県・流域市町村・事業者)

6 ① 家畜排せつ物の適正管理と利用の促進

7 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「家畜排せつ物の利用の
 8 促進を図るための長野県計画」に基づき、家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、家
 9 畜排せつ物を堆肥化し、肥料や土壌改良資材として耕地に還元することは化学肥料の低減に
 10 つながることから、畜産農家において良質な堆肥生産が行われるよう支援するとともに、堆
 11 肥供給の基幹的な役割を担う共同利用堆肥化施設等の健全な運営及び円滑な堆肥の生産・流
 12 通が行われるよう支援し、耕畜連携による一層の利用促進を図ります。

13 ② 畜舎の管理の適正化

14 湖沼法で定める指定施設及び準用指定施設の畜舎については、施設の構造及び使用の方法の
 15 基準の遵守を徹底します。また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じて
 16 施設の改善、適正管理等の啓発に努めます。

17 (4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策 (県・事業者)

18 湖沼法で定める指定施設のコイの養殖施設については、飼料の適正投与、死魚の適正処理等
 19 公害の防止に関する条例で定める規制基準の遵守の徹底を図るとともに、内水面養殖管理指針
 20 に基づく指導を引き続き実施することにより、環境への負荷を考慮した養殖生産を促進します。

21 また、規制の対象外となる養殖用施設については、必要に応じて施設の改善適正管理の指導
 22 等を行います。

23 (5) 流出水対策

24 ① 市街地対策 (国・県・流域市町村・関係団体・住民)

25 ア 降雨等に伴い市街地の道路、側溝等から流出する汚濁負荷を削減するため、既存の雨水貯
 26 留、沈殿施設を活用するとともに、道路路面清掃や地域の自治会等の参画による道路側溝、
 27 水路等の清掃を実施します。

28 イ 各戸において、市町村の補助等を活用し、雨水貯留、雨水浸透ますの設置に努めます。

29 ウ 諏訪湖流域の各市町村は、家庭ごみ等の不法投棄や観光客によるごみのポイ捨てを防止す
 30 るため啓発を行います。

対 策	実施主体	事業量 (平成29～33年度)
道路路面の清掃	国、県、市町村	延べ1,651km (国46km、県350km、市町村1,255km)
道路側溝、水路の清掃	県、市町村、自治会	延べ636km (県10km、市町村・自治会626km)

② 農地対策（県・流域市町村・関係団体・事業者）

未定稿

次期「長野県食と農業農村振興計画」及び同計画の諏訪地域編に掲げる施策を踏まえ記載【関係計画】

- ・次期「長野県食と農業農村振興計画」

（参考）平成29年度第3回長野県食と農業農村振興審議会（H29.6.12）

長野県食と農業農村振興計画に盛り込むべき施策の展開方法に関する資料のうち「環境農業の推進」（仮）に関する部分を抜粋

【めざす姿】

- 信州の素晴らしい自然環境に対する農業者の意識が高まり、化学肥料・化学合成農薬の削減、たい肥の活用やカバークロープ利用などの環境保全型農業技術が各地で導入され、広く環境にやさしい農業が展開されています。
- 消費者や実需者に、本県の環境にやさしい農産物生産の取組が評価され、優先的に本県産農産物が選択されています

【施策の展開方向】

- 農業者への新たなアプローチによる環境にやさしい農業の取組を推進
 - ・IPMと施肥管理技術を組合わせた栽培体系の普及
 - ・環境にやさしい農業への消費者・実需者の理解醸成
- 国際基準に対応したGAP（農業生産工程管理）認証の取得を推進

（参考）平成29年度第4回長野県食と農業農村振興審議会（H29.8.29）

参考資料3 地域における次期計画の検討方向 諏訪地域（抜粋）

取組方向 「野菜の施肥軽減技術の導入など諏訪湖と地域住民に理解される環境にやさしい農業の推進」

③ 自然地域対策（県・流域市町村・関係団体）

ア 水源涵養機能などの森林の公益的機能を高度に発揮させるため、間伐を中心とした森林整備を積極的に進めるとともに、計画的に伐採、再造林を行い、降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止します。また、山腹崩壊や土石流を防止するための治山及び砂防事業の推進を図ります。

イ ゴルフ場やスキー場については、汚濁負荷の流出防止に努めるよう指導します。

対 策		実施主体	事業量 (平成29～33年度)
森林整備（普通林、保安林、県有林）	間伐 植栽	県、市町村、 関係団体等	4,100 ha
治山施設の建設		県	15 箇所
砂防施設の建設		県	5 溪流※

※ 栃久保川、竹の沢川、地獄沢、大沢川、蓮井沢の5 溪流

④ 流出水対策地区における重点的な対策の実施（県・流域市町村・関係団体・住民）

湖沼法第25条から第28条の規定に基づく流出水対策地区として、「上川・宮川流域」を指定し、第4章（16ページ）のとおり流出水対策推進計画を定め、流出水対策を重点的に実施します。

1 (6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 (県・流域市町村)

2 ① 緑地その他湖辺の自然環境の整備

3 緑地その他湖辺の自然環境については、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保
4 全上の機能に着目した整備を図ります。

5 ② 関係諸制度の的確な運用

6 この計画中の各種汚濁源対策等と関連して、諏訪湖の水質の保全に資するよう、自然環境保
7 全法、自然公園法、環境影響評価法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法、景観法、自
8 然環境保全条例、環境影響評価条例、長野県景観条例等の関係諸制度の的確な運用を通じて、
9 指定地域内の森林等の緑地保全、その他 湖辺の自然環境の保護に努めます。

10 3 その他水質保全のために必要な措置

11 (1) 公共用水域の水質監視 (県・流域市町村)

12 ① 水質の測定

13 県は、諏訪湖等の水質の状況を的確に把握するため、諏訪湖内3地点及び流入河川の4河川
14 6地点において、水質の監視測定を行います。

15 また、上流域にゴルフ場、廃棄物の最終処分場が設置されている河川において、金属化合物、
16 有機塩素系化合物、農薬等の水質測定を行います。

17 更に、平成28年7月に諏訪湖で発生したワカサギ等の大量死の原因の一つとして考えられる
18 貧酸素の状況を確認するため、湖内数か所において溶存酸素(DO)の連続測定を行うととも
19 に、動植物プランクトンの調査を行います。

20 流域市町村は、必要に応じ、流入河川の水質測定を行います。

21 ② 水質汚濁事故の対応

22 油類流出等の水質汚濁事故の防止に努め、水質汚濁事故発生時には、関係機関で情報を共有
23 し、現地調査による原因の究明など迅速な対応を行うとともに、原因者に対しては汚染の拡大
24 防止や流出防止策を講じるよう指導し、被害の拡大を防止します。

25 (2) 貧酸素対策の推進 (県・流域市町村・関係団体)

26 諏訪湖で生じている課題の一つの「貧酸素」について、以下の対策を実施・検討します。

27 また、貧酸素対策を行う場所や工法の検討にあたっては、貧酸素改善の効果だけでなく、
28 窒素やりんなどの栄養塩類の再溶出による水質保全への影響なども併せて検討します。

29 ① 底層溶存酸素量(底層DO)の環境基準の類型当てはめ

30 平成28年3月に環境基準項目として追加された底層溶存酸素量について、類型当てはめに
31 向けた情報収集、各種環境調査を行い、諏訪湖の類型の当てはめをします。

32 ② 沿岸域の対策

33 ヒシの大量繁茂により生じている沿岸域の貧酸素水域を減らすとともに、底質からの窒素
34 ・りん溶出を抑制するため、以下のとおり沿岸域の対策を行います。

- 35 ・水草刈取船によるヒシ刈り取り
- 36 ・諏訪湖環境改善行動会議によるヒシの抜き取り
- 37 ・発芽直後のヒシ種子除去など、効果的な繁茂抑制対策
- 38 ・覆砂(浅場造成)

1 ③ ゾーニング等による対策場所の検討

2 平成6年度に策定した「諏訪湖の水辺整備マスタープラン」の湖畔区分を参考に、そのエ
3 リアを細分化したゾーニング等により、重点的に貧酸素を解消するエリアを設定します。

4 ④ 貧酸素対策工法の組み合わせの検討

5 機械力を活用した貧酸素対策を沿岸域の対策と組み合わせて実施するなど、効果的な貧酸
6 素対策の実施に向けて検討します。

7 ⑤ 貧酸素に関する調査・研究

8 地元大学と連携して、湖内の溶存酸素測定及び底質性状の調査を行い、貧酸素水塊の挙動に
9 関する研究を行います。

10
11 (3) 調査研究の推進 (県)

12 諏訪湖内及び流入河川における水質浄化及び生態系の保全に資するため、調査研究体制を充
13 実し、次のとおり調査研究を行います。

- 14 ・ 諏訪湖における底質実態、貧酸素発生状況の把握及び改善手法に関すること
- 15 ・ 貧酸素水塊の挙動に関すること
- 16 ・ ヒシ除去場所及び覆砂場所における水質浄化効果と生態系に及ぼす影響に関すること
- 17 ・ ヒシの繁茂状況、沈水植物の分布状況、水生植物の適正管理など植生に関すること
- 18 ・ 湖水の水質関係データの解析に関すること
- 19 ・ 諏訪湖に流入する河川の水量、諏訪湖への地下水流入の状況など水の流れに関すること
- 20 ・ 多様な魚類の生息環境を形成するための技術に関すること
- 21 ・ 流出水対策地区における汚濁負荷の低減に関すること

22
23 (4) 関係団体・市民団体等における取組 (県・流域市町村・関係団体)

24 第6期湖沼計画に基づき、官民協働により諏訪湖の環境改善に取り組むことを目的として設
25 立した「諏訪湖環境改善行動会議」の構成団体等において、諏訪湖内及び流入河川における水
26 質浄化及び生態系の保全に資するため以下の取組を行います。

27 また、アダプトプログラム (地元住民・団体における美化活動) 参加団体等による、ごみの
28 回収や外来植物の駆除などの実践的な美化活動を積極的に支援します。

実施主体	取組
諏訪湖環境改善行動会議 構成団体	水草刈取船の入れない浅瀬の手作業によるヒシの除去
	水草等の学習会の開催
	稚エビの放流
	アレチウリなどの外来植物の駆除
	アダプトプログラム参加団体等との協働による支障木の除去、清掃・美化活動の推進
アダプトプログラム参加団体	ごみの回収や外来植物の駆除などの美化活動

1 (5) 普及啓発及び学習活動の推進 (県・流域市町村・関係団体)

2 ① 普及啓発

3 諏訪湖に関する資料及び展示品を集約して一箇所に展示できる空間を設け、地域住民をはじめ
4 観光客等諏訪湖利用者全ての人々の水質保全及び生態系保全意識の高揚を図ります。

5 また、諏訪湖に関する調査の結果や研究の成果、水質保全につながる情報などを、県のホーム
6 ページや各種会議などで提供します。

7 ② 学習活動の推進

8 長期ビジョン (5 ページ) で示す諏訪湖の目指す姿 (将来像) の実現には、将来を担う子ども
9 たちの果たす役割は大きく、子どもたちが諏訪湖に関心を持ち、諏訪湖の環境を大切にし、
10 保全しようとする気持ちを育む必要があります。このため、県の「出前講座」による諏訪湖に
11 関する学習会や稚エビの放流体験の機会を設けるとともに、子ども向け諏訪湖読本の作成、学
12 校での諏訪湖に関する学習の実施など、学習活動を推進します。

13
14 (6) 関係する計画、関係地域計画との整合 (県・流域市町村・事業者)

15 本計画の実施に当たっては、健全な水循環と安定した水資源の確保、きれいで 安心な水の
16 保全など良好な水環境づくりをめざす「長野県水環境保全条例」に基づく「水環境保全総合計
17 画」及び指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図ると
18 ともに、諏訪湖の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資する
19 よう十分配慮します。

20
21 (7) 計画の進捗管理 (国・県・流域市町村等)

22 本計画の水質保全対策を着実に実施するため、国・県・流域市町村で組織する「諏訪湖水質
23 保全対策連絡会議」等において、毎年度計画の進捗管理を行い、その結果を県のホームページ
24 等で公表します。

1 第4章 上川・宮川流域における流出水対策推進計画

2 1 計画策定の経緯

3 上川・宮川流域は、南東から南西側の上流は八ヶ岳山麓の緩斜地から立場川、釜無川の源流付
4 近（富士川水系）にあたり、西側は伊那市との境界の山麓付近にあたります。宮川は上流から下
5 流に向かって、富士見町、茅野市、諏訪市に流下し、下流の安国寺橋付近で分水され、取翻川を
6 経て上川に流入しています。

7 平成18年度から19年度に県環境保全研究所が行った「諏訪湖流入河川汚濁負荷実態調査」では、
8 上川・宮川流域からの汚濁負荷量が諏訪湖に流入する汚濁負荷量の7割から8割を占めていると
9 推計されており、この流域に広がる山林・原野、市街地、農地などの面的な発生源からの流入負
10 荷の削減に取り組む必要がありました。

11 そこで、平成17年の湖沼法の改正に伴い定めることとされた流出水対策推進計画を、第5期及
12 び第6期の湖沼計画で「上川・宮川流域」を対象として策定し、取組を推進してきました。

13 第7期湖沼計画においても「上川・宮川流域」を流出水対策地区に指定し、当該地区における
14 流出水対策を重点的に実施し、諏訪湖への流入汚濁負荷量の低減に努めます。

16 2 流出水対策の実施の推進に関する方針

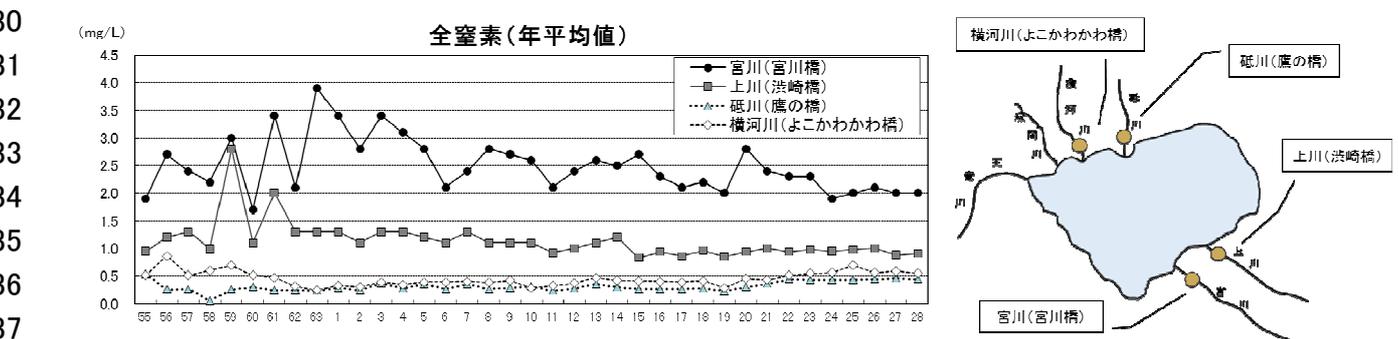
17 上川・宮川流域における流出水汚濁負荷量の更なる削減を図るため、県及び流域の市町村が主
18 体となって流出水対策に係る事業を進めるとともに、地域住民、関係機関が互いに連携、協力す
19 ることにより流出水対策を推進します。

20 また、当該地区で得られた成果を諏訪湖流域全体に展開するよう努めます。

22 3 流出水の水質を改善するための具体的方策

23 上川・宮川流域において、第3章、2、（5）（11ページ）に掲げる流出水対策を推進すると
24 ともに、アダプトプログラムによるごみの回収や外来植物の駆除など、地元住民・団体における
25 実践的な美化活動を積極的に支援します。

26 また、県で水質測定を行っている諏訪湖へ流入する4河川のうち、全窒素の濃度が他の河川と
27 比べて高い「宮川」の本川及び支川の水質調査を行うとともに、この地域の雨量や農産物出荷量
28 の調査などを行い、宮川流域内の流入汚濁負荷量が多い地域を把握し、その結果を関係者で共有
29 し、その地域の土地利用状況に応じた効果的な流出水対策を検討し、その対策を推進します。



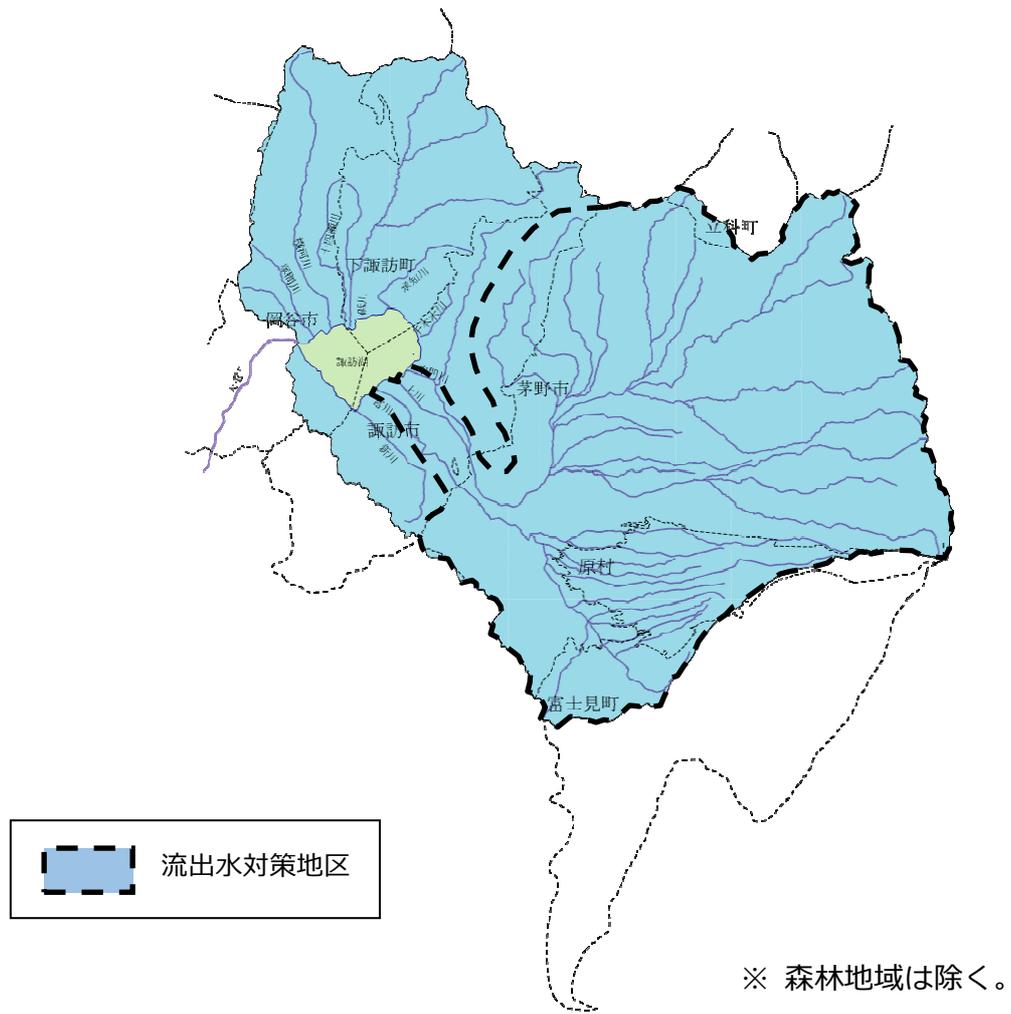
38 図-6 諏訪湖流入河川の全窒素の経年変化及び採水地点

40 4 流出水対策に係る啓発に関すること（県・流域市町村）

41 流出水対策地区内の住民や事業者の理解を深めるため、パンフレットやホームページによる広
42 報や啓発に努めます。

43

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



図－7 諏訪湖の流出水対策地区（上川・宮川流域）

1 【参考】用語解説

あ

2 ・アオコ

3 富栄養化の進んだ池や湖沼で異常繁殖した植物プランクトンが湖面に塊状として浮いている
4 もの。アオコの語源は「青粉」で、青い粉をまいたようにみえることから「アオコ」と呼ばれ
5 る。諏訪湖では昭和30年代後半に大量のアオコが発生するようになったが、これまでの水質改
6 善に伴い近年は発生が少なくなっている。

7 ・アダプトプログラム

8 河川、道路、公園等の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子を育むように取
9 り組み、行政がこれを支援する制度。

う

10 ・上乘せ排水基準

11 国で定める全国一律の排水基準では、その地域の人々の健康を保護し、または生活環境を保全
12 することが十分でないと認められるとき、全国一律の基準に代えて適用するものとして都道府
13 県が条例で定めたより厳しい基準をいう。

え

14 ・エゴ

15 入江状の水生植物帯。エゴの内部には、湖に関係する生物のほか、水生植物の茎や葉を生活
16 場所とする昆虫類や陸地の動物なども生息し、魚類の産卵場所でもある。諏訪湖ではかつて、
17 横河川と砥川のデルタ突出部の入江の小群落の「エゴ」と高浜、渋、泉沢の大群落の「エゴ」
18 が存在していた。

お

19 ・汚濁負荷

20 陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷をいう。

21 ・汚濁負荷量規制基準

22 指定地域内の事業場に適用される総量規制基準であり、事業場ごとに算出された化学的酸素
23 要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量の許容限度。

か

24 ・快適生活率

25 下水道、農業集落排水などの集合処理計画区域や浄化槽による整備計画区域内において、整
26 備されたそれぞれの生活排水施設を実際に利用している人口の率。

27 【算定方法】（下水道等への接続人口＋浄化槽設置人口）／行政人口×100（％）

28 ・環境基準

29 大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境
30 を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。

こ

1 ・湖辺環境保護地区

2 湖沼の水環境の保全の観点から、湖沼、湖岸から湖沼と一体で存在する湿地帯、流入河川河
3 口部、内湖等において、植生を一体として保全する必要があるとして、湖沼法に基づき指定さ
4 れた地区。

し

5 ・COD

6 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示す
7 もので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が
8 高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

9 ・COD (75%値)

10 CODの水質測定結果の評価方法の1つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。
11 全データを小さいほうから並べた時に、[データ数×0.75] 番目の値をいう。例えば年間のデ
12 ータ数が12個の場合、小さいほうから9番目の値となる。これは河川の低水流量（1年を通じ
13 て275日はこれより低下しない流量）における水質を反映している。

14 ・指定地域

15 環境大臣が諏訪湖の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定したもの。

16 ・浚渫

17 諏訪湖では、アオコの発生の原因となるプランクトンの異常発生の対策の一つとして、湖内
18 に蓄積した栄養塩（窒素、りん）の除去を目的に底泥の浚渫事業を昭和44年に着手。アオコの
19 発生を減少、全りんが環境基準を達成するなど水質の改善に一定の効果があったこと、浚渫土
20 の処分先の確保が困難になったことなどから平成15年に中止となっている。

21 ・植生水路

22 葦等の水生植物に栄養分を吸収させ、これを刈り取り河川外に持ち出すことを目的とした水
23 路をいう。

24 ・森林の公益的機能

25 森林は木材を生産するだけでなく、野生動植物に多様な生育の場を提供し、水を貯え、洪水
26 や山崩れなどの災害を防ぎレクリエーションの場を提供するほか、安らぎなどを与える景観と
27 してや、また、二酸化炭素を吸収・固定するなど多様な機能を有しており、これらを総称して
28 「森林の公益的機能」という。

す

29 ・水源涵養機能

30 森林や水田等の働きにより、湧水や洪水を緩和して安定的に水が供給させるようにする機能
31 をいう。

32 ・諏訪湖環境改善行動会議

33 諏訪湖の関係行政機関、関係団体及び市民団体等が一体となり行政と民間が協働して諏訪湖
34 の環境改善に取り組むことを目的に、平成24年11月に発足したもの。平成29年5月現在で39機

1 関・団体で構成する。主な活動は、浅瀬におけるヒシの手作業による除去、水草等の学習会の
2 開催など。

3 ・諏訪湖水辺整備基本計画

4 平成6年度に、昭和30年代当時を諏訪湖の原風景と位置づけて、諏訪湖の水辺をAからHま
5 での8つのゾーンに区分けし、それぞれの整備方針をまとめた『諏訪湖の水辺整備マスタープ
6 ラン』について、策定から20年以上経過したため、これからの整備方針等について新たな課題
7 や地域のニーズ等を考慮し、「諏訪湖水辺整備基本計画」と名称を変えて策定したもの。

せ

8 ・全窒素

9 水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量

10 ・全りん

11 水中に含まれる無機及び有機りん化合物中のりんの総量

た

12 ・多自然川づくり

13 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史、文化との調和にも配慮し、河川
14 が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行
15 う河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理など）のこと。

ち

16 ・沈殿ピット

17 湖内への栄養塩類（窒素、りん等）の諏訪湖への流入を低減するため、栄養塩類の流入が最
18 大と考えられる上川河口部に、窒素、りんが付着した流入土砂を堆積させて除去するためのピ
19 ット。

て

20 ・底層溶存酸素量

21 水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できることはもとより、
22 それらの再生産が適切に行われることにより、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる
23 場を保全・再生することを目的に平成28年3月に新たに追加された生活環境項目環境基準。

24 ・DO

25 溶存酸素（Dissolved Oxygen）。水中に溶解している酸素の量のこと。水の浄化作用に必
26 要な水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1リットル中
27 に7～14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。

28 ・点源

29 汚染物質の負荷排出ポイントが特定でき、生活排水、工場・事業等排水、畜産排水当の特定
30 の汚染源に由来する負荷のこと。特定汚染源。

31

と

1 ・透明度

2 直径30cmの白色円板を静かに水中に沈めて、この白色円板が見えなくなる深さと、次にゆっ
3 くり引き上げて見え始めた深さとを反復して確かめたそれぞれの深さを平均したもの。

な

4 ・内水面養殖管理指針

5 内水面養殖業は飼育池又は湖沼等極めて狭い閉鎖性水面で行われるため、特に水質汚濁の影
6 響を強く受けることなどから、養殖業者自らが養魚用水の水質保全を図ることを目的に、養殖
7 魚の飼育密度や飼料の適正給餌量の基準等について、国(水産庁)が策定したもの。

は

8 ・排水基準

9 水質汚濁防止法や条例に基づく工場・事業場からの排水に関する規制基準であり、有害物質
10 については排水量にかかわらず、全ての特定事業場に適用される。有害物質以外の項目につい
11 ては、排水量が一定量以上の特定事業場に適用される。

ひ

12 ・BOD

13 生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。有機物による河川水などの汚濁の程
14 度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸
15 化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大
16 きいことを示している。

17 ・貧酸素

18 水中の溶存酸素が欠乏している状態をいう。

ふ

19 ・富栄養化

20 湖沼、海等で、窒素やりんなど、栄養物質の濃度が上昇すること。これにより、アオコの発
21 生や赤潮を引き起こす。

22 ・不法投棄監視連絡員

23 不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応のため、県が任命し、地域において定期的なパト
24 ロールと情報提供を行っていただく方をいう。

め

25 ・面源

26 汚染物質の負荷排出ポイントが特定しにくく、市街地、能地、森林など面的な広がりをもつ
27 る発生源からの負荷や、降水等に伴って大気中から流下してくる負荷のこと。非特定汚染源。

ゆ

28 ・有機塩素系化合物

29 塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は、沸点が低く不燃

1 性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの欠点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリ
2 ーニング溶剤等として広く利用されている。発がん性物質とされるトリクロロエチレン等が水
3 質汚濁防止法の有害物質に指定されている。

り

4 ・流出水

5 農地・市街地等の面源から諏訪湖に流入する汚濁負荷を含んだ水。

る

6 ・類型当てはめ

7 環境基準が、2以上の類型を定めている場合、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を
8 指定することをいう。水質の汚濁に係る環境基準の場合は、生活環境の保全に関する環境基準
9 について、各公共用水域の利水目的に合わせて、それぞれの類型を当てはめている。